

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、柞田川沿岸土地改良区連合が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）柞田幹線地区）を行うことについて令和2年12月25日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和3年1月14日から同年2月3日まで縦覧に供する。

令和3年1月8日

香川県知事 浜 田 恵 造